

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設)に係る面談
2. 日時：令和5年7月18日(火)13時30分～16時55分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、山下専門職、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)
福島第一原子力発電所 担当7名(テレビ会議システムによる出席1名)

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項(以下「講ずべき事項」という。)] 該当項目の整理
 - 講ずべき事項等への適合性

○原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

(全体)

- 本件申請に関連して、本年3月に受理した使用済燃料乾式キャスクのうち輸送貯蔵兼用キャスク(以下「兼用キャスク」という。)の基数の追加等に係る実施計画変更認可申請については、現状本年3月面談時の指摘事項の回答もなされず、審査が進んでいない状況となっていることから、本件申請との関係及び共用プールからの使用済燃料の搬出開始予定時期への影響も含めて、全体スケジュールを整理して改めて説明するとともに、審査対応を速やかに進めること。
- 本件申請については、兼用キャスクを使用していることを踏まえ、講ずべき事項を満たすにあたり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則や関係審査ガイド等に示す兼用キャスク等への要求事項に照らした適合方針についても整理するとともに、その適合方針を踏まえて新たに評価が必要となる項目がある場合は、当該項目及びその対応方針等を整理し、資料に示して説明すること。
- 上記を整理した結果、要求事項に示すとおり設計及び評価を進めることが困難な点があれば、必要に応じて特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の場を用いて議論すること。
- 実施計画における兼用キャスクについて、本申請対象設備を増設、現行設備を既設と区別しているが、設置基礎等を含めて設計が同一であれば特段区別する必要はないため、関連する要求事項に照らして、記載を統一できる点の整理を進めること。その際、整理上、区別する必要がある点(兼用キャスクと乾式貯蔵キャスクに分ける等)に留意すること。

(設備・作業の概要)

- 本申請対象設備の運用開始に向けて計画性、実現性を確認する観点から、使用済燃料の乾式キャスクへの仮保管に係る実際の作業内容及び作業期間等の詳細を資料に示して説明すること。
- 本申請対象設備設置場所における拡張工事の概要に加えて、クレーンの取扱に係る詳細（レーン間の移動方法、作業内容、吊上げ高さ等）についても資料に示して説明すること。

(耐震関係)

- 本日の講ずべき事項への適合性に係る資料（まとめ資料）に関して、以下の内容を追加して説明すること。
 - ・ 主要設備の耐震クラス（資料 P. II-14-②-10）に関して、現行設備における耐震クラス設定時から方針を変更した理由を含めて、耐震クラス設定の考え方及びその根拠を示すこと。
 - ・ 解析に用いる検討用地震動のうち、Ss900-①は水平一方向のみ示されていること（資料 P. II-14-②-11）について、他施設では位相の異なる水平方向地震動を追加作成した上で、水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せについて評価している例もあることから、本施設での地震動作成及び評価の考え方を示すこと。
 - ・ 兼用キャスクの固有周期解析モデル（資料 P. II-14-②-32）に関して、トラニオンとキャスク支持架台、コンクリート支持架台下端部の固定構造及び解析モデルにおける拘束条件について示すこと。
 - ・ コンクリート支持架台の基礎ボルトの応力評価（資料 P. II-14-②-95）について、アンカー部（コンクリート側）の評価結果を示すこと。
 - ・ 解析モデル（資料 P. II-14-②-115）に関して、ワイヤーロープ及びフックの評価内容に加えて、キャスク吊下げ部となるトラニオンの評価内容について示すこと。
 - ・ クレーンのレールピット高さと同軸の浮き上がり（資料 P. 14-②-123）について、横方向のずれによる脱輪等に関する評価についても示すこと。

(その他)

- II. 14. ⑨に記載している検査における確認事項については、VIII. 実施計画に係る検査の受検の項目で整理して記載すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設について）

以上